

一般社団法人中泊町文化観光交流協会の入社及び退社に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人中泊町文化観光交流協会（以下、「この法人」という。）定款第7条の規定に基づき、この法人の社員の入社及び退社に関し必要な事項を定め、社員の地位の安定を図ることを目的とする。

(入社手続)

第2条 この法人の社員になろうとする個人及び法人、団体は、入社申込書（第1号様式）をこの法人に提出しなければならない。

2 前項の入社申込書の提出を受ける場合において、代表理事が必要と認めるときは、個人にあつては住民票（又は身分を証明する書類）、法人にあつては当該企業の定款、登記事項証明書、事業内容を証する書類等、団体にあつては、当該団体の会則、活動内容を証する書類等を添付させることができる。

3 この法人への入社可否は、次に掲げる基準をもとに理事会において決定する。

(1) 成年被後見人又は被保佐人でない者であること。

(2) 入社申込書及び添付された関係書類等から、社員としてふさわしい者と認められる個人又は法人又は団体であること。

4 代表理事は、理事会において入社可否を決定したときは、入社決定通知書（第2号様式）により、入社申込者に通知しなければならない。

(社員名簿)

第3条 社員は、社員名簿（第3号様式）に登録する。

2 社員名簿に登録された個人社員に関する情報については、その公開可否及び公開の要否について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

(会費)

第4条 会費の金額及び納入に関する扱いについては、社員総会の決議により定める会費に関する規則によるものとする。

(退社)

第5条 社員は、退社しようとするときは、退社届（第4号様式）を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

2 前項の規定により社員が退社したときは、速やかに社員名簿の登録を抹消する。

3 定款第10条及び第11条の規定により退社以外の事由により社員の資格を喪失した場合については、前項と同様に速やかに社員名簿の登録を抹消する。

(規則の改廃)

第6条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、入社及び退社に関し必要な事項は代表理事が別に定める。

附 則

この規則は、一般社団法人中泊町文化観光交流協会の設立登記の日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

一般社団法人中泊町文化観光交流協会 入社申込書

私(弊社・当団体)は、貴協会の社員として入社したいので、関係書類を添えて申込みます。

※入社目的：観光人材の育成 外国人技能実習生の研修等
観光誘客 関連団体との連携・情報交換
その他()

年 月 日

〒

住所

氏名(法人又は団体名・代表者名)

印

一般社団法人中泊町文化観光交流協会

代表理事

様

第2号様式(第2条関係)

一般社団法人中泊町文化観光交流協会 入社決定通知書

貴殿(貴社・貴団体)は、本協会の社員として、入社が認められたので通知いたします。

年 月 日

一般社団法人中泊町文化観光交流協会

代表理事

印

氏名(法人又は団体名・代表者名)

様

(注) 入社が認められなかった場合も本様式に準じて通知書を作成すること。

第3号様式(第3条関係)

一般社団法人中泊町文化観光交流協会 社員名簿

入会 年月日	社員名		住所又は所在地	退会	摘要
	事業所・団体名	代表者名		年月日	
・ ・				・ ・	
・ ・				・ ・	
・ ・				・ ・	
・ ・				・ ・	
・ ・				・ ・	
・ ・				・ ・	

(注)摘要欄は、退社事由その他必要な事項を記入する。

第4号様式(第5条関係)

一般社団法人中泊町文化観光交流協会 退社届

私(弊社・当団体)は、貴協会の社員を退社したいので届出します。

退社予定期日 年 月 日

年 月 日

〒

住所

氏名(法人又は団体名・代表者名)

⑩

一般社団法人中泊町文化観光交流協会

代表理事 様